

ご利用下さい 生活福祉資金

埼玉県社会福祉協議会では低所得世帯等の方々にご利用いただくため低金利(年3%)の貸付けを行っております。今までの世帯更生資金貸付制度が制度内容の見直しが行われ、平成2年10月1日から名称を「生活福祉資金貸付制度」

生活福祉資金貸付条件等一覧

| 資 金 の 種 類 | | |
|---|--|---|
| 更 生 資 金 | 生 業 費 | 生業を営むのに必要な経費 |
| | 支 度 費 | 就職及び技能を習得するために必要な支度をする経費 |
| | 技 能 習 得 費 | 生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費 |
| 身 体 障 害 者 更 生 資 金 | 生 業 費 | 身体障害者又は精神薄弱者が生業を営むのに必要な経費 |
| | 支 度 費 | 身体障害者又は精神薄弱者が就職及び技能を習得するために必要な支度をする経費 |
| | 技 能 習 得 費 | 身体障害者又は精神薄弱者が生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費 |
| 生 活 資 金 | 低所得世帯又は身体障害者世帯又は精神薄弱者世帯に対し、生業を営み若しくは就職するために必要な知識、技能を習得している期間中または負傷若しくは疾病の療養をしている期間中の生活を維持するために必要な経費 | |
| 福 祉 資 金 | (1) 結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 (2) 日常生活の便宜を図るための器具の購入等を行うのに必要な経費 (3) 住居の移転等に際し必要な経費 (4) 身体障害者、精神薄弱者又は高齢者世帯が日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入等に必要な経費 (5) 身体障害者が自ら運転する自動車又は身体障害者若しくは精神薄弱者と生計を同一にする者が、専ら当該身体障害者又は当該精神薄弱者の日常生活の便宜又は社会参加の促進を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費 | |
| 住 宅 資 金 | 低所得世帯、身体障害者世帯、精神薄弱者世帯又は高齢者世帯に対し、住宅を増築、改築、拡張、補修、または公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第4号に規定する公営住宅を譲り受ける等に必要な経費 | |
| 修 学 資 金 | 修 学 費 | 低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む)、短期大学(専修学校の専門課程を含む)、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 |
| | 就 学 支 度 費 | 低所得世帯に属する者が高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 |
| 療 養 資 金 | 低所得世帯又は高齢者世帯に対し、当該世帯に属する者及び当該高齢者世帯に属する高齢者の負傷又は疾病の療養(当該療養を必要とする期間が原則として1年以内の場合とする。)に必要な経費 | |
| 災 害 援 護 資 金 | 低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費 | |

と改め貸付対象者の範囲が拡大されました。そして、新たに精神薄弱者世帯と高齢者世帯が加えられ多くの方々に利用いただけるようになりました。又、低所得世帯で高校や大学へ進学する資金を必要とする世帯に、修学資金の貸付けをしています。修学資金については無利子で貸付けを行っております。貸付けの種類や限度額は別表のとおりです。

なお、どの種類の申込についても、民生委員さんの調査書が必要になります。申請に必要な書類は社協にありますので、詳細については滑川町社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

| 貸 付 限 度 | 据置期間 | 償還期限 | 備 考 |
|--|------|-------|--|
| 1,040,000円以内 | 1年以内 | 7年以内 | 特に必要と認められる場合 貸付限度：2,080,000円以内 |
| 80,000 〃 | 6月 〃 | 6年 〃 | 特に必要と認められる場合 貸付限度：330,000円以内(一括貸付) 貸付期間：6月(法令等において期間に定めのある場合その期間、最高3年) |
| 月 21,000 〃 | | | |
| 1,040,000 〃 | 1年 〃 | 9年 〃 | 特に必要と認められる場合 貸付限度3,600,000円以内 据置期間：1年6月以内 |
| 80,000 〃 | 6月 〃 | 8年 〃 | 特に必要と認められる場合 貸付限度：490,000円以内(一括貸付) 貸付期間：6月(法令等において期間に定めのある場合その期間、最高3年) |
| 月 21,000 〃 | 1年 〃 | | |
| 月 56,000 〃 | 6月 〃 | 5年 〃 | 特に必要と認められる場合 貸付限度：月85,000円以内 |
| 250,000 〃 | 6月 〃 | 3年 〃 | 貸付限度の区分 転宅費：190,000円以内 身体障害者福祉資金：520,000円以内 (償還期間：6年以内) 身体障害者 自動車購入資金：2,000,000円以内 (償還期間：6年以内) |
| 1,100,000 〃 | 6月 〃 | 6年 〃 | 特に必要と認められる場合 貸付限度：1,800,000円以内 |
| 高校 月 23,000 〃 専修 月 30,000 〃 短大 月 37,000 〃 大学 月 38,000 〃 | 6月 〃 | 20年 〃 | 貸付限度の区分 高校 { 自宅通学 37,000円以内 高専 { 自宅外通学 50,000円以内 短大 { 自宅通学 50,000円以内 大学 { 自宅外通学 80,000円以内 私立高校入学時に要する経費で特に必要と認められる場合は、別に130,000円を限度として貸付ける。 |
| 250,000 〃 | | | |
| 1,000,000 〃 | 1年 〃 | 7年 〃 | |